

## 11 人件費の計算書類上の表示について(共通)

センターの計算書類における事業費には人件費が計上されておらず、人件費はすべて管理費として決算されているが改善する必要がある。

(参照 共通意見の項 1 - 20 頁)

## 12 計算書類総括表における内部取引項目の消去または開示について

センターは、一般会計と特別会計との総括表を作成しているが、内部取引項目の消去または開示が欠落しているため、これを改善することが望ましい。

(現状及び問題点)

センターは、一般会計と特別会計との総括表は作成しているが、内部取引項目の消去または開示が欠落している。

これに関し日本公認会計士協会の公益法人委員会報告では次の方法を示している。

消去する方法

各総括表の右端に内部取引消去欄を設け、各会計単位の金額に含まれている内部取引金額を同消去欄に記載し、消去したあとの金額を各総括表の合計額として記載する。

内書きする方法

各総括表の合計額を各会計単位の単純合計(内部取引額を消去前の金額)により記載し、内部取引額をその下段にカッコ書きで記載する。

(改善策)

計算書類総括表の作成にあたっては法人の収支規模及び総資産額等を適正に表示するため、内部取引(各会計単位間取引)を消去または開示することが望ましい。

公益法人会計基準に則り、改善することが望まれる。

(県と出資団体との関係について)

## 13 県派遣職員に対する人件費負担のあり方について(共通)

県は派遣職員の内役員分の人件費相当額を補助金としてセンターに支出し、実質的に給与相当額を負担している。これは派遣法の趣旨に則り、見直す必要があると思われる。

また、役員以外の派遣職員の人件費については一部委託費による負担もあると思われるので消費税等・法人税等負担の回避等の経済効率性を検討する余地があると思われる。

(参照 共通意見の項 1 - 23 頁)

**(管理運営状況について)**

**14 理事会の強化について(共通)**

センターは、独立した法人としての経営管理体制を構築すべきであり、そのためには理事会を強化し、行政という観点からだけでなく経営という観点からも、最高意思決定機関及び業務執行監督機関としての機能が果たせる体制とする必要がある。

(参照 共通意見の項 1 - 28 頁)

**15 中長期経営計画について(共通)**

現時点においては、中長期経営計画は策定されていない。事業目的を達成するためには、ある程度安定的な事業展開が必要であり、早急に中長期経営計画を策定する必要がある。

(参照 共通意見の項 1 - 32 頁)

**16 人事運用の自立化について(共通)**

自立的、効率的な経営の実施のため、主体的に人事戦略をもつことが望まれる。

(参照 共通意見の項 1 - 32 頁)

**17 人件費抑制施策について(共通)**

コスト削減の重要課題として人件費抑制施策が必要であり、プロパー職員の待遇見直し、組織、職制の簡素化をはじめ、業務内容の見直しによる職員配置の再検討等の実施が求められる。

(参照 共通意見の項 1 - 33 頁)

**18 行政コスト計算書の作成と活用について(共通)**

公益法人会計基準に基づき、計算書類を作成しているものの、その内容はセンターの実態を表すものとは言い難く不十分であると考えられる。センターの経営実態を表し、コストを網羅的に把握した行政コスト計算書が作成され、公表されるべきである。

(参照 共通意見の項 1 - 35 頁)

## (財)群馬県建設技術センター

## 行政コスト計算書の作成

平成 15 年度 行政コスト計算書

(単位:千円)

科 目	合計	研修 事業費	設計 積算受託 事業費	材料 試験 事業費	建築 防災 事業費	土木遺産 収集保存 事業費	地質調査 システム 開発	管理費
<b>【支出コスト】</b>	<b>414,773</b>	<b>33,193</b>	<b>122,350</b>	<b>63,189</b>	<b>68,157</b>	<b>676</b>	<b>0</b>	<b>127,199</b>
人件費	250,910	24,306	86,872	40,504	35,933	331	0	62,961
報償費	19,452	184	0	0	19,268	0	0	0
需用費	27,227	2,467	5,300	9,502	2,638	344	0	6,973
使用料及び賃借料	61,833	5,834	28,970	12,815	7,694	0	0	6,518
租税公課	35,798	0	0	0	0	0	0	35,798
その他経費	19,553	402	1,208	368	2,624	0	0	14,949
<b>【発生コスト】</b>	<b>38,357</b>	<b>6,520</b>	<b>12,054</b>	<b>7,198</b>	<b>4,420</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>8,159</b>
減価償却費	4,753	780	299	3,666	0	0	0	7
退職給与引当金繰入額	17,007	3,385	5,642	1,878	2,693	0	0	3,406
賞与引当金繰入額	16,597	2,355	6,113	1,654	1,727	0	0	4,746
<b>【共通費配賦】</b>	<b>0</b>	<b>289</b>	<b>80,336</b>	<b>18,948</b>	<b>35,787</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>135,363</b>
管理費	0	289	80,336	18,948	35,787	0	0	135,363
<b>行政コスト総額</b>	<b>453,135</b>	<b>40,006</b>	<b>214,745</b>	<b>89,339</b>	<b>108,367</b>	<b>676</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>【事業収入等】</b>	<b>480,794</b>	<b>1,028</b>	<b>285,345</b>	<b>67,302</b>	<b>127,113</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>0</b>
研修事業	102	102	0	0	0	0	0	0
材料試験事業	66,376	0	0	66,376	0	0	0	0
県業務受託事業	150,178	0	150,178	0	0	0	0	0
市町村等業務受託事業	90,220	0	90,220	0	0	0	0	0
設計積算システム等貸与業務	44,021	0	44,021	0	0	0	0	0
建築防災事業	126,187	0	0	0	126,187	0	0	0
その他	3,710	926	926	926	926	1	1	0
<b>収入合計</b>	<b>480,794</b>	<b>1,028</b>	<b>285,345</b>	<b>67,302</b>	<b>127,113</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>0</b>
<b>収支差額(支出超過)</b>	<b>27,661</b>	<b>38,978</b>	<b>70,601</b>	<b>22,036</b>	<b>18,747</b>	<b>675</b>	<b>1</b>	<b>0</b>

## (出資団体のあり方について)

## 19 建設技術センターの今後のあり方について

今後市町村合併により、センターの主要財源になっている設計積算受託業務が減少することが予想され、センターのあり方、予算規模、職員数の規模等を見直し、センターのあり方を再検討すべき時期に来ていると考える。

行政コスト計算書による分析をもとに以下事業別考察をした。

## (1) 研修事業

(現状及び問題点)

研修事業では、市町村職員人事交流制度等による長期研修、県・市町村職員を対象とした技術研修など自治体職員を対象としたものと、一般県民を対象とした特別企画研修を活動内容としている。

研修事業は自治体で活躍する技術者の育成を主目的としており、技術者の能力向上により間接的に県民の利益に貢献するという意味では公益性が高い事業といえる。しかし、収支の状況を見ると収入がほとんどなく、大幅な支出超過の状況である。仮に当該事業のみを実施している団体であれば存続は不可能であり、このことは他事業の収入に依存していることを意味している。

(改善策)

公益法人が固有の収益事業の利潤によって公益性の高い業務を遂行するということは、望ましいことである半面、事業の継続が他事業の収入に大幅に依存する状態は健全な状態ではないと思われるので、収入のあり方などについて明確化を図りたい。

## (2) 設計積算事業

(現状及び問題点)

設計積算事業では、県及び市町村が発注する土木工事の設計積算業務の受託、土木工事の施工管理業務の受託、及び積算システムの貸与をその内容としている。

これらの事業収入の推移は以下のとおりである。(単位：千円)

業 務 名	平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
県 設 計 積 算 業 務 受 託	171	202,278	139	164,000	137	150,000
県 そ の 他 業 務 受 託	0	10,280	0	0	0	0
設 計 業 務 等 協 議 委 員 会 業 務	0	546	0	892	0	178
県受託小計	171	213,104	139	164,892	137	150,178
市町村等設計積算業務：土木	9	7,669	7	6,092	8	6,832
市町村等設計積算業務：建築	2	2,069	1	1,092	0	0

(財)群馬県建設技術センター

市町村等施工管理業務：土木	32	49,374	51	99,962	46	77,517
市町村等施工管理業務：建築	1	1,417	2	3,085	2	5,483
市町村等検査業務：建築	0	0	1	95	3	389
市町村受託小計	44	60,529	62	110,326	59	90,221
積算システム等貸与	171	41,196	123	41,390	130	44,021
合計	386	314,829	324	316,608	326	284,420

事業内容からすると、設計積算事業は公共事業の積算を主な内容としているため、公共事業の適正な発注をサポートするという意味で公益性が強い事業といえる。

県業務受託事業に関しては、県の業務と競合しているのではないかという疑問があるが、県土整備局各土木事務所の業務繁忙期（上半期、特に7月～9月）、災害時あるいは事故時のいわばアウトソーシング的な機能があり、むしろ県の業務の補完的な役割を担っているといえる。また秘密保持の要請が強い為民営化が困難な業務でもある。

しかし、以下の問題点がある。

市町村合併により、センターの主要受注先である小規模な町村の受注が激減することが予想され（大規模市町村は独力で設計積算業務、土木工事の施工管理が可能でセンターの業務を必要としていない）また、県業務受託事業も県の予算削減によって事業規模が縮小していくことが予想され、先行き不透明であり、中長期的な見通しが立たない。

設計積算事業の収支差額を見ると大幅な収入超過の状態となっている。この収入超過は支出超過となる研修事業等の公益事業の原資となっているが、その反面、設計積算事業による収入は税務上の収益事業の収入とされるため、当該収入超過そのものが課税されるわけではないが、法人税等の税金の支払が生じている。設計積算事業の主な収入は県及び市町村からの受託料収入であり、当該事業から納税が生じるとすれば県及び市町村の資金が効果的な運用をされているかという観点から検討することが必要である。

(改善策)

市町村合併後も発生する受注に対しては、県として支援を継続する必要がある。

また、将来的には、県レベルでなければできない業務に特化するのの一策であると思う。例えば、最先端の研究を要する事業を手がける、研修事業の範囲を拡大し、県の建設に関する研修、広報センターに特化する等である。

これら将来的な事業展開に関しては、財政的基盤として中長期的な事業計画を策定する必要があり、今後の検討が望まれる。

税金計算において設計積算事業を源泉とした納税がどの程度発生しているかを検証し、納税が生じている場合には設計積算料金の見直し等の対応が期待される。

なお、現在の料金設定は全国建設技術センター等連絡協議会技術研究委員会で検討された設計積算業務委託積算基準案をベースに行っており客観的な料金設定となっているが、センター独自の努力により当該基準以下での料金設定が可能であれば行政全体としてコスト削減に寄与することになるので検討されたい。

### (3) 材料試験事業

(現状及び問題点)

材料試験事業では、建設事業に使用される建設資材の品質確保と品質向上を目的とした試験を実施している。試験の依頼先は国、県、市町村、民間と多岐にわたっている。これらの事業収入の推移は以下のとおりである。(単位：千円)

区 分	平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
国	384	2,864	278	2,289	479	4,222
群 馬 県	2,038	23,330	1,856	18,649	1,711	17,394
市 町 村	1,262	14,603	1,130	12,354	992	10,907
公 社 公 団	96	1,353	47	562	159	2,327
民 間 企 業	2,135	31,215	2,081	32,475	2,224	31,475
副 本 交 付	92	49	82	43	84	52
合 計	6,007	73,414	5,474	66,372	5,649	66,377

事業内容からすると、建設資材の品質確保と品質向上により県民に提供される資材の品質水準が確保されるという意味で、また公的機関であり中立的な立場で品質判断が下せるといった意味からも公益性の高い事業と思われる。

収支差額の状況を見ると支出超過の状況であるが、管理費の配賦による負担を除けば概ね収支は見合っている状態といえる。このことから、現状では事業に直接的に関連する収支バランスは適切なものであるが、今後、管理費部分をどのようにカバーするか、及びサービス水準の確保とコストとの兼ね合いをどのようにバランスさせていくかが課題になるものと思われる。

(改善策)

収支状況は見合っているが、損益状況は大幅な赤字という典型的な事例である。

管理費部分のカバーをするため、具体的には、無駄なコストの削減、人件費の削減計画及び作業内容の見直し、さらには適正な単価の設定等が求められる。いずれにしてもコスト感覚を持った経営に切り替える必要がある。

(財)群馬県建設技術センター

(4) 建築防災事業

(現状及び問題点)

建築防災事業では、建築確認検査業務、住宅公庫工事審査業務、住宅性能評価業務、住宅性能保証業務などが行われている。

これらの事業収入の推移は以下のとおりである。(単位：千円)

業 務 名	平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
定期報告業務	7,218	22,194	27	5,019	84	5,943
住宅保証機構受託業務	4,873	58,115	4,042	44,929	3,941	42,846
性能評価業務	19	3,718	53	8,498	32	5,394
耐震診断業務	76	19,076	55	12,855	62	14,806
建築確認検査業務	38	555	1,211	16,138	3,138	42,130
住宅金融公庫業務	4	46	156	1,779	481	5,528
ぐんま優良木造設計 現場審査業務	0	0	167	4,930	318	9,540
合 計	12,228	103,704	5,711	94,148	8,056	126,187

建築確認検査業務は従来特定行政庁（都道府県及び人口 25 万人以上の市並びに指定を受けた市）が行ってきたが、建築基準法の改正（平成 11 年 5 月施行）により、民間でも行えるようになった（ただし、「建築基準適合判定資格者」が必要である等の条件が求められている）。センターは平成 13 年 10 月より業務開始し、広報活動により平成 15 年度は業務量が急増している。

当該業務は民間でも行えるため、民業圧迫になっていないかを考慮する必要があり、以下考察した。

- 平成 15 年度の官と民の業務実施状況は以下のとおりである。

区 分	全国平均	群馬県	先進県（京都等）
官	2 / 3	90%	10～30%
民（財団含む）	1 / 3	10%	70～80%

内 92%がセンター

- センターの業務範囲は以下のとおりである。

区分...500 m<sup>2</sup>以下の住宅

地区...前橋、高崎、伊勢崎及び渋川土木管内。

(群馬県内の特定行政庁は県（土木）、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市及び藤岡市であり、センターと重なるのは前橋市、高崎市及び伊勢崎市である。)

- ・ 群馬県を業務範囲とする指定確認検査機関は以下のとおりである。(単位：千円)

名称	所在地	業務範囲	業務区分	支店	手数料(上：確認、下：検査)			
					30㎡以下	30～100	100～200	200～500
特定行政 庁	上 記	各管内	全て	なし	5	9	14	19
					10	12	16	22
センター	前橋市	上記記載	500㎡以内	なし	4	8	13	18
					10	12	16	22
A (株)	東京都	全国	全て	高崎	18	18	28	38
					24	24	32	44
B (株)	東京都	関東地区	業務未開始	高崎	不明	不明	不明	不明
C (株)	横浜市	関東地区	500㎡以内	宇都宮	不明	不明	不明	不明
他 8 社	東京都	関東地区	各種	なし	17～85	17～85	22～85	27～85
					18～85	18～85	25～85	36～92

- ・ 手数料はセンターがもっとも安く、確認業務で特定行政庁より 1,000 円低額になっており、他の民間業者の料金をはるかに高く設定されている。これは、まだ群馬県内で主要な営業活動を行っている業者がなく、また業務範囲が全国または関東地区で、業務区分も全てという場合が多いことによる。すなわち大規模構築物、または広範囲な営業展開を主要業務にしているので、センターと競合する分野(500㎡以下の住宅)が少ないということである。
- ・ 平成 15 年度業務量が急増しているが、これはプレハブメーカーの利用が多いことによる。プレハブメーカーは都市部の販売がメインで、センターを利用すれば高崎市、前橋市等行政区分が異なっても一括発注でき、能率的であるという利点が大きい(特定行政庁利用の場合、行政区分ごとに申請先が異なるので煩雑)。

#### (改善策)

以上総括すると、現在のところ建築確認検査業務に関しては、民業圧迫の状況はなく、また利用者にとっての利用サービスの向上になっていると考えられる。すなわち、利便性、広域性及び迅速性(各市町村は業務範囲が広いためどうしても迅速性に欠ける)の点で有益であると思われる。

今後市町村合併により、センターの主要財源になっている設計積算受託業務が減少することが予想されるが、センターではこの建築防災事業を伸張し、それに代わる柱にしたいと考えている。現在のところは、民業圧迫もなく、住民の利便性につながっていると考えられるが、将来的に業界の変化、新規参入等があって状況が変わる可能性もある。民業圧迫にならないよう十分配慮する必要がある。



(財)群馬県建設技術センター

(5) 土木遺産収集保存事業

(現状及び問題点)

土木遺産収集保存事業では、平成10年9月に作成した「群馬の土木遺産」の続編を編纂することを目的としている。センターの会計では特別会計とされている。収支の状況を見ると平成15年度はほとんど活動がない状況である。平成16年度以降に事業活動が本格化すると支出が大幅に増加する見込みである。

(改善策)

平成16年度以降、事業活動が本格化した場合の財政的基盤を策定する必要がある。

(6) 地質調査システム開発

(現状及び問題点)

地質調査システム開発事業では、県内において実施されてきたボーリング調査から得られた地盤情報をデータベース化し、今後の社会資本整備等に有効利用できるようにすることを目的としている。センターの会計では特別会計とされている。

平成15年度は準備段階であり、事業活動は行われていない。

(改善策)

平成16年度以降、事業活動が本格化した場合の財政的基盤を策定する必要がある。

(総論)

センターの収支を事業別に試算すると、設計積算事業及び建築防災事業で獲得した収入超過額で他の事業の支出超過を補填している状況であることがわかる。特に研修事業と設計積算事業については、事業の性格上、自治体との関わりが深いが、本来研修事業の受託収入となるべき収入が設計積算事業の受託収入になっているのではないかという疑問が持たれる。

また、特別会計とされている事業は今後どのように収支が推移していくかは不透明であるが、仮に十分な収入が見込めないような場合、支出を補填するための何らかの収入を他の事業が獲得しなければならないと思われる。これを県などからの受託収入などで補うとすれば間接的に行政の負担を強いることになるが、その場合、このような事業をどのように位置付けるかを明確にしておく必要があるのではないかと思われる。